

厚生文教委員会報告書

令和3年8月20日

備前市議会議長 守 井 秀 龍 殿

委員長 中 西 裕 康

令和3年8月20日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	調査結果	備 考
1 福祉行政についての調査研究 ① 障がい福祉計画における地域包括ケアシステムについて	継続調査	—

<報告事項>

- マイナンバーカード普及促進事業について（市民課）
- ワクチン接種タクシー移動費補助事業の利用状況について（公共交通課）
- 新型コロナウイルス感染状況について（新型コロナウイルスワクチン対策課）
- 新型コロナワクチン接種状況について（新型コロナウイルスワクチン対策課）
- 市民ふれあい福祉まつりの中止について（社会福祉課）
- 東京 2020 パラリンピック採火行事について（社会福祉課）
- 社会福祉法人浜っ子の指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について（社会福祉課）
- こども応援フェスタの中止について（子育て支援課）
- 備前市社会福祉協議会移転の進捗状況について（地域福祉連携課）
- 備前市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について（教育振興課）
- 補正予算（職員採用に係る費用、e-ラーニング導入費用）について（教育振興課）
- 教育大綱（案）について（教育振興課）
- 補正予算（片上地区だんじり展示保管庫）について（文化振興課）
- 山本由伸選手の金メダル獲得について（社会教育課）
- 岡山県中学総体での三石中学校ソフトテニス部優勝について（社会教育課）
- 社会体育施設等の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応及び行事の中止について（社会教育課）
- 補正予算（非接触型検温器、古書のデジタル化等、大型遊具撤去、スケートボード場、屋根付きスポーツ広場（大淵））について（社会教育課、公民館活動課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項	3
閉会中の継続調査事件	19
1. 福祉行政について	19
閉会	27

厚生文教委員会記録

招集日時	令和3年8月20日（金）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午前11時45分	閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催		
出席委員	委員長	中西裕康	副委員長	西上徳一
	委員	星野和也		立川　茂
		森本洋子		山本　成
		青山孝樹		藪内　靖
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍		
傍聴者	議員	なし		
	報道関係	あり		
	一般傍聴	なし		
説明員	市民生活部長	藤田政宣	市民課長	藤森仁美
	市民協働課長	浅野隆之	公共交通課長	杉田和也
	保健福祉部長 兼 福祉事務所長	河井健治	保健課長 兼 新型コ ロナウイルスワクチ ン対策課長	森　優
	社会福祉課長	新庄英明	子育て支援課長	中野智子
	地域福祉連携課長	江見清人		
	教育部長	石原史章	教育振興課長	草加浩一
	小中一貫教育課長	岩井典昭	幼児教育課長	竹林幸作
	文化振興課長	畑下昌代	社会教育課長	波多野靖成
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○中西委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は8名でございます。

定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

それでは、初めに市の機構改革により委員会に出席していただく説明員に変更が生じております。

本日は、機構改革後最初の委員会ですので、各部長から異動のあった説明員の御紹介をお願いいたします。

○藤田市民生活部長 それでは、8月1日の人事異動により市民生活部の異動のあった課長について紹介させていただきます。

○藤森市民課長 市民課長の藤森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○浅野市民協働課長 市民協働課長の浅野です。よろしくお願いいたします。

○杉田公共交通課長 公共交通課長の杉田です。よろしくお願いいたします。

○河井保健福祉部長 続きまして、保健福祉部でございますけれども、保健福祉部につきましては機構改革はございません。人事異動によりまして、社会福祉課の新庄課長でございます。

○新庄社会福祉課長 新庄と申します。よろしくお願いいたします。

○石原教育部長 教育委員会から、このたびの8月1日付人事異動に伴う幹部職員の紹介をさせていただきます。

まず、僭越ではございますが、私教育部長を拝命いたしました石原でございます。

改めまして、本市教育行政に従事する者として、この職責の重さに身の引き締まる思いであります。何とぞよろしくお願いいたします。

それでは引き続きまして、幹部職員を紹介させていただきます。

○草加教育振興課長 教育振興課長の草加でございます。よろしくお願いいたします。

○波多野社会教育課長兼公民館活動課長 公民館活動課長を兼務いたします波多野でございます。よろしくお願いいたします。

○石原教育部長 次に、課の名称が変更となっております学校教育課改め小中一貫教育課長の岩井課長でございます。

○岩井小中一貫教育課長 岩井です。よろしくお願いいたします。

○石原教育部長 改めまして、皆様におかれましては、引き続き教育行政への御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

○中西委員長 どうもありがとうございました。

次に、厚生文教委員会の委員の紹介をいたします。

最初に、委員長を務めます中西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西上副委員長 副委員長の西上です。よろしくお願いいたします。

- 立川委員 おはようございます。委員を務めております立川です。よろしくお願いいたします。
- 青山委員 おはようございます。委員の青山です。よろしくお願いいたします。
- 山本委員 おはようございます。委員の山本です。よろしくお願いいたします。
- 藪内委員 おはようございます。委員の藪内でございます。よろしくお願いいたします。
- 森本委員 おはようございます。委員の森本です。よろしくお願いいたします。
- 星野委員 星野です。よろしくお願いいたします。
- 中西委員長 それでは、議事に入ります。

***** 報告事項 *****

まず、報告事項を行います。

なお、機構改革により、各部各課の事務分掌に変更がございます。7月の総務産業委員会で財政課から提出のあった資料を参考配付しております。

本件については、該当課の説明員が本日出席していない場合もございますが、可能な範囲で質疑をお受けいたしますので、お含みおきください。

また、報告事項の中には次期定例会に関わる議案、予算関係もございます。事前審査にならない範囲での質疑に御協力をお願いいたします。

それでは、レジュメに沿って、各課より順次御報告を願います。

- 藤森市民課長 市民課より、マイナンバーカードについて報告をさせていただきます。

本市のマイナンバーカードの交付実績は、令和3年7月末時点で、交付枚数1万2,536枚、人口に対する交付率は約37%となっており、岡山県の約35%、全国の約36%を少し上回っているところです。

国は、令和4年度末の交付率ほぼ100%を目指しておりますので、市民課ではマイナンバーカードの拡充を図るため、現在、第2、第4水曜日及び第2土曜日に時間外予約窓口を市民課に開設したり、備前病院の診察時間外にワクチン接種を受けに来られた方に対し、週1回程度出張窓口を開設したりしております。

これらの市民課や時間外及び出張窓口では、申請に必要な写真を無料でお撮りし、その場で申請手続きをしていただいております。

また、7月27日の総務産業委員会において、産業振興課から報告がありましたが、現在、産業振興課では地域活性化及びマイナンバー普及促進事業について、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた消費者を支援し、注意喚起をするとともに、マイナンバーカードの普及促進を目的に、マイナンバーカード保有者またはこれから保有する者に対し、地域商品券を発行する事業を検討しているところです。

市民課といたしましても、これを機会に時間外窓口の拡充や企業へ出張窓口の開設など、マイナンバーカードの普及を加速させていきたいと考えております。

- 杉田公共交通課長 公共交通課より、ワクチン接種タクシー移動費補助事業の利用状況について

て報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

65歳以上の高齢者を対象とする補助は、6月1日から実施しておりますが、先月に引き続きまして7月1日から7月末日までの実績について御報告をいたします。

利用件数は457件、利用人数は594人、利用金額は94万8,570円、自己負担額は9万9,600円、差引き補助金額は84万8,970円となりました。

参考として、6月分実績についても記載しております。6、7月分の合計では、利用件数は1,523件、利用人数は1,945人、利用金額は297万9,010円、自己負担額は31万8,310円、補助金額は266万700円となりました。

また、7月分の1件当たりの利用金額は約2,076円、6、7月分の1件当たりの利用金額は1,956円となっております。

2枚目の資料を御覧ください。

こちらは障害者手帳等をお持ちの方の利用状況となります。

7月1日から7月末日までの実績について、利用件数は43件、利用人数は61人、利用金額は7万4,300円、自己負担額は8,600円、補助金額は6万5,700円となりました。

また、7月分の1件当たりの利用金額は約1,728円となっております。

次のページを御覧ください。

こちらは6、7月分の高齢者対象の補助につきまして地区別の利用状況を一覧にしたものとなります。

あわせて、往復利用、片道のみ利用といった利用形態についても掲載しておりますので、御覧ください。

○森新型コロナウイルスワクチン対策課長 新型コロナウイルスワクチン対策課から、新型コロナウイルス感染症感染状況、ワクチンの接種状況等について御報告させていただきます。

配付しております資料を御覧ください。

まず、新型コロナウイルス感染症感染状況でございます。

5月27日の発表を最後に感染者は出ておりませんでした。7月17日に1名の感染の発表があり、7月に3名、8月に入ってから19日現在なんですけれども、19名となっており、現在のところ91名の感染者となっております。

本市においては、学校、施設等でのクラスターの発生はなく、症状が出て自ら受診をされて陽性が判明するというケースが多い状況でございます。

次に、ワクチン接種状況です。

新型コロナウイルスワクチン接種記録システム、VRSの速報値ですけれども、8月19日の時点で1回目の接種者は2万790人となっており、接種券発送通数に対して約67%、2回目の接種者は1万7,196人の約55%となっております。

65歳以上の方の接種率、1回目につきましてはこの発送通数からいたしますと約88%となっております。

12歳から64歳の方の接種率、1回目につきましては約51%という状況になっております。

次に、体調不良等でワクチン接種が実際その日にキャンセルが出た場合の対応した件数につきましては、令和3年8月19日、昨日現在で224人となっております。内訳につきましては、資料の下に書いております。

また、8月8日の日曜日に、備前中学校におきまして300人を対象といたしました集団接種を実施いたしました。事故なく終了いたしました。2回目は今月29日の日曜日を予定しております。

それから、ワクチン供給についてなんですけれども、備前市へのワクチン供給については、希望数の確保ができないというような状況は続いております。

確保数、配分数に合わせた予約受付で対応していきたいと考えております。

以上、簡単ですが、御報告を終わります。

○新庄社会福祉課長 社会福祉課から、3点御報告させていただきます。

1点目、備前市市民ふれあい福祉まつりについてです。

例年、11月中旬の土曜日にこども応援フェスタと合同で開催しております備前市市民ふれあい福祉まつりについて、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度も中止することが決定されました。

2点目、東京2020パラリンピックの採火行事についてです。

8月12日に、ひだすき作業所に通われている障害のある方が作成された備前焼を窯たきしている登り窯の火を聖火びぜんの火といたしまして採火いたしました。

当日、採火したびぜんの火ですが、市役所本庁舎においては8月12日から16日までの間、三石、日生、吉永総合支所においては8月13日に、ランタンにともし、展示させていただきました。

また、8月16日には、各総合支所の火を集火しまして、岡山県総合グラウンドで行われました岡山県聖火フェスティバル集火・出立式に届けまして、無事に岡山県の火として集火されております。

3点目、社会福祉法人浜っ子指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分についてです。

お配りしております資料に沿って説明をさせていただきます。

社会福祉法人浜っ子が開設する共同生活援助、いわゆるグループホームですが、ホーム浜っ子について、岡山県保健福祉部指導監査室が監査を実施したところ不正請求が確認されたため、指定が取り消されるものです。

1番、事業者の概要、2番、指定取消し事業所については御覧いただけたらと思います。

3番、処分の原因となる事実については、実際は別の事業所に勤務している職員をグループホームに勤務していることとして、給付費を不正に請求し受領したものです。請求の詳細につきましては、実態は利用者6人に対しまして1人の職員配置でありましたが、利用者4人に対しまして1人の職員配置とし、高い単価の給付費を請求し受領したものです。

4番目、不正の請求を認定する根拠につきましては、1番、県に提出されたホーム浜っ子の勤務形態一覧表と重複する時間帯に別の作業所でも勤務している実績が確認されました。2番目、当該職員のタイムカードがホーム浜っ子に備え付けられていないことが確認されました。3番目、当該職員から聴取したところ、ホーム浜っ子でなく、浜っ子作業所で勤務しているという証言がありました。4番目、管理者や業務執行理事から聴取したところ、実態と異なる虚偽の勤務形態一覧表を作成し、実際の人員配置より高い単価で報酬を請求したことを認める証言がありましたなどというものでございます。

5番目、不正の請求期間及び請求金額につきましては、平成29年4月から令和2年10月までの3年7か月間で約5,030万円です。以下金額につきましては、現時点での額でございますので、今後、精査により変更する可能性がありますので御了解いただけたらと思います。

6番、これまでの経過につきましては、7月20日に岡山県保健福祉部指導監査室及び岡山県備前県民局健康福祉部健康福祉課から、ホーム浜っ子の共同生活援助について令和3年11月30日をもって指定を取り消す予定である旨の通知がありました。

また、昨日、19日、岡山県が指定取消しの行政処分及びプレス発表を行っております。

7番目、社会福祉法人浜っ子の今後の対応についてですが、令和3年12月以降はホーム浜っ子の共同生活援助の運営を行うことができなくなります。その他の障害福祉サービスについても、5年間、指定の更新ができなくなります。したがって、浜っ子作業所、ヘルパーステーションそれらについても指定有効期間に達した時点で運営できなくなります。

また、支給決定市町は備前市ほか11市町ございまして、備前市を含めた全12市町への返還金は約5,030万円で、加算金を含めると約7,040万円となります。

○中野子育て支援課長 子育て支援課からは、こども応援フェスタの中止について御報告いたします。

先ほども福祉まつりについての報告がありましたが、例年11月に開催しておりますこども応援フェスタについても市民ふれあい福祉まつりとの合同実行委員会におきまして、コロナ禍により中止が決定いたしました。

代替案としましては、昨年度と同様に、場所、時期等はまだ未定ですけれども、子育て情報や協力団体の活動紹介などのパネル展示や啓発物品の配布を計画しており、詳細が決まり次第、広報等でお知らせいたします。

当初予算でフェスタ実行委員会への補助金39万円をつけていただいておりますが、この8月の補正で代替イベント開催に必要なパネル設置委託料等に振り替えていただくよう計上してお

りますので、よろしくお願いたします。

○江見地域福祉連携課長 地域福祉連携課から、備前市社会福祉協議会本所の市役所庁舎への移転について現状を報告させていただきます。

まず、御覧いただいた方もおられるとは思いますが、既に当該フロア2階の共有スペースにつきましては、相談室等の設置が完了しているところでございます。机、椅子等什器の設置や引っ越しにつきましては、来週8月の最終週に実施されると聞いております。

「広報びぜん」でお知らせしている予定どおり、8月30日から業務を開始されるということで聞いております。

また、全員協議会での説明の中でも御質問としてあったんですけれども、倉庫や駐車場についてでございますけれども、今のところ倉庫につきましては本庁舎東側の一般駐車場の空きスペースに物置を設置するとお聞きをしております。

また、駐車場につきましては、本庁舎北側、北側といいますが、庁舎がありまして一般駐車場ではなくて庁舎の北側の民家のまた北に公用車の駐車場というものがございます。その公用車の駐車場に4台の訪問用の公用車を止めるスペースを確保すると聞いております。

また、その他の公用車につきましては、中国銀行前の駐車場を使用するというところで進めていると聞いております。

○草加教育振興課長 教育振興課から、3件報告させていただきます。

1件目ですが、備前市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議案として提出を予定しております。

本件は、片上小学校自校調理場を廃止することに伴い、来る2学期から、片上小学校の給食を伊里共同調理場から配食するため、伊里共同調理場の配食先の構成に片上小学校を追加するものであります。

本来は、6月定例会に提案すべきところではございましたが、8月定例会への提案となりましたことを深くおわび申し上げます。

2件目、提出予定の補正予算についてですが、主立ったものとして、英語教育を推進するため英語教育経験がある英語がネイティブである人材を一般職任期付職員として募集するための費用、また学習教材として岡山大学大学院教育学研究科の研究室が開発した新型のeラーニングを試行的に導入するための委託料などを計上しております。

3件目は、企画課所管で、昨日の総務産業委員会で報告されたと聞いておりますが、備前市教育大綱の案がおおむねまとまってまいりました。今後、パブリックコメント等を経て確定してまいります。

○畑下文化振興課長 文化振興課より、今回の補正予算について説明させていただきます。

このたび地域の伝統文化、歴史的遺産の継承を目的といたしまして、片上地区で行われておりましたお祭りのだんじり等の展示保管庫を設置するための設計委託料及びそれに係ります手数料

を計上したいと思っております。

○波多野社会教育課長 レジュメに沿いまして、山本由伸選手の金メダル獲得についてということで御報告いたします。

本日、お手元に資料をまとめさせていただきまして配付しております。

山本由伸選手のオリンピック関連では、6月からオリンピック内定応援メッセージ、懸垂幕につきましては報告いたしましたが、8月4日に侍ジャパンはオリンピック準決勝で勝利し銀メダル以上が確定いたしましたので、その際懸垂幕を発注いたしました。

8月7日、3階大会議室にて、市長、教育長、議長、伊部地区の区会の代表、後援会長大饗氏等によります少人数で決勝戦の試合観戦を行い、金メダル獲得祝福のくす玉割りを行いました。

8月11日、金メダル獲得を祝した懸垂幕の掲揚、1階ロビーに関連グッズ展示をいたしました。

8月13日、金メダル獲得を祝したのぼり旗を施設管理公社が作成、運動公園内に掲示、本庁及び伊部区会へ一部寄贈されました。

また、8月16日、庁議にて市民栄誉賞授与の決定がなされております。

また、岡山県の中学総体におきまして、三石中のソフトテニス部が優勝を飾っております。過去にも県大会の優勝はございますが、このソフトテニスの大会は県下160校を超える中、三石の中学校が大健闘いたしまして優勝を飾り、また三石は地元小学生が全国大会に行くなど、これからソフトテニスの町としてますますの活躍が期待されるところでございます。

続きまして、昨日決定し広報しております市内の社会体育施設等の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について、口頭で報告いたします。

岡山県の備前テニスセンターにつきましては、県の指示によりまして、これは県有施設のため、これより新規予約の受付を不可とし、今予約済みの延期困難な大会のみコロナ対策を実施した上で行うということになりました。

それを受けまして、備前市の総合運動公園に関しましては、市民の使用については感染予防対策を十分講じた上で使用可能といたしますが、これよりまん延防止措置が解除されるまで、市民以外の使用については新規の予約の受付を不可とさせていただきます。

また、同じ体育施設でも温水プールの水泳教室につきましては、久々井、それから日生について、県をまたぐ定住自立圏の赤穂市、上郡町からの教室生もいるところから、その教室生につきましてはこの期間の教室の参加のほうを自粛していただきまして、まん延防止措置が開けてから振り替えさせていただくというような措置を取らせていただきます。

公民館活動課になりますが、公民館では、現在受付済みの施設使用分は使用可能、ただしこの期間中はカラオケ、飲食、それから調理を伴う活動については自粛を要請いたします。

公民館につきましては、措置期間中は市民の使用のみ可能という形にさせていただきます。

それから、図書館につきましては、図書館内での滞在、閲覧は30分以内の時間制限を設けさ

せていただきます。

このような措置を取るに当たりまして、私ども社会教育課の主催行事であります8月27日及び9月2日の中高生だっぴにつきましては、27日、9月2日、この両日を中止といたしまして、ただいま代替日について学校側と交渉中であります。

議員さんの中でも申し込まれている方もいらっしゃいますが、個々に中止の御案内は週明けにさせていただく予定にしております。

また、9月1日の人権セミナーも中止とさせていただきます。

続きまして、今回提出いたします補正予算の概要について説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスの感染症対策といたしまして、今まで入っていなかった総合運動公園あるいは日生、吉永の運動公園、それから公民館活動課としては市民センター、それから各地区公民館、地域公民館全てに非接触型の自動検温器を設置する予算を計上しております。これは全て国の新型コロナ対策の交付金をあてがう予定としております。

市民センターには、手首をかざすものがありますが、やはり大勢の方がホールに入ってくる際に、今市役所の1階ロビーにあるような大型のモニターでの集中検温が必要であろうと。それから、久々井の体育館におきましても、多くの方が一度に入ってくる関係で、この2か所につきましては大型モニター、それからほかの体育施設、地区公民館におきましては、小型の一人一人自動検温で察知するものを導入いたしまして、秋からの講座あるいは文化祭の開催について施設側のほうからも積極的な対策を講じたいという狙いでございます。

それから、図書館費といたしまして、8月11日に岡山市の方より、明治6年の小学読本、これは国会図書館にもない非常に貴重なものでございますが、明治時代の小学読本や日露戦争の画集等を寄贈いただきまして、それについての、市民の方がそれを直接手に取るわけにもいきませんので、今ガラスケースで展示しておりますが、その本の古書の複写あるいはデータベースとしてのデジタル化、あるいは明治初期の教科書の現代語訳についての予算を計上する予定でございます。

それから、体育施設でございますが、日生の運動公園で、前回の補正予算でわんぱく丸の劣化によります撤去の補正予算をつけていただき、今撤去の設計中でございますが、それに替わります大型遊具の導入予算、これはユニバーサルデザインの障害を持つ子供でも楽しめるような大型遊具、それからその場所にスケートボードの広場、大型遊具の設置とともに、その場所にスケートボードを初心者が楽しめる広場の設置工事予算を考えております。

また、大淵のゲートボール場のテント屋根につきまして、もう一度今回の補正予算で計上する予定としております。

詳しくは本議会で、また説明したいと思っております。

○中西委員長 御説明いただいた報告事項について、質疑がある方の発言を許可いたしますが、

たくさんありますので、まず厚生関係から質疑をお受けしたいと思います。その後、教育委員会関係に入りたいと思います。最後に、指定障害者のサービス事業者の指定取消処分についてを議題としたいと思います。

○青山委員 2階のスペースに社会福祉協議会が入られるということで、準備を進めていただいております。机等が入ったらもう少し何か狭いなという感じにはなると思うんですけど、今まであった子供スペースでありますとか、それから相談スペースがなかなか活用がされていてよかったなと思っておるんですが、それに代替するような子供スペースもあのままの広さなんでしょうか。もう少し広く取れるようなところがあるんでしょうか。あるいは相談、あるいは待合のスペース、そういったようなところはどうされるんか教えてください。

○江見地域福祉連携課長 2階にありました机と椅子などにつきましては、1階のロビーに下ろしていると聞いております。ただ、展示等は全部は、たしか1階には下ろせていないと聞いておりますので、庁舎内に新たなスペースというのはなかなか難しいのではないかとはいえますけれども、今のところ私が聞いている範囲では、ちょっとスペースを見つけるというのは難しいというようことは聞いてはおります。

○中野子育て支援課長 子供さんが遊ばれるキッズスペースについては、少し手狭にはなりましたが、元の2階部分に2畳ほどのスペースは確保させていただいて、より楽しい雰囲気になるように職員のほうで工夫をして、ちょっとかわいさをアップして使っていただけるようにしております。

○青山委員 これは全体で考えないといけないことだと思うんですけど、ちょっとそういう市民の方が来られて、子供さんを連れてこられたりとか、あるいは待ち合わせをされたりとか、相談をすとかというふうなスペースがちょっとないというのがいかなものかなと思いますという意見だけで。

○立川委員 それでは、コロナウイルス感染症の状況をお聞きしましたので、お尋ねとお願いをしてみたいと思います。

ワクチンにつきましては大変御努力をいただいて、いい流れかなという理解をしておりますが、ここのところやはりちょっと増加傾向というのがデルタ株と言われる分ですね。L452Rに関していろんなアナウンスが出ておりますが、無症状の感染者ということで検査から漏れている方で感染しているだろうと思われる方、キーワードとすれば家庭内感染ということが多く言われております。現状、備前市の発生状況をちょっと見てみますと、やはり県都といますか、岡山、倉敷、あちらのほうの接触がかなりあるのではないかなと。これは推測ですけども、デルタのほうも割合は出ていないんですけど、そんなところから、ワクチンの対象になっていない12歳以下の子、家庭内感染という危惧があるんですけども、抗体検査等々をどんどんしていられるような構想はあるんでしょうか。

○森新型コロナウイルスワクチン対策課長 今のところ、ワクチン自体の対象が12歳以上とい

うところで、その年齢の範囲の方に接種をできるだけ早く打てるような体制をできるだけ取っていきたいということでやってきております。

それからあと、抗体検査につきましては、今のところ積極的にというようなことは考えておりません。

○立川委員 そうしましたら、流れに任せるよというところだと思うんですけど、これは無症状の感染者、御家庭に持って帰られた、おじいちゃん、おばあちゃんはいいよと、ブレイクスルーの問題もありますけど、まあいいよと。一番怖いのは12歳以下。この子たちが、例えば無症状感染して学校へ行った、まなび塾へ行ったというようなことも懸念してはいらっしゃらないという判断でよろしいのでしょうか。

○森新型コロナウイルスワクチン対策課長 今、市といたしましては、ワクチン接種を積極的にできるだけ早く多くの方に打っていきたいというようなところでしております。それから、12歳以下のワクチン接種については、薬自体がそういう方を対象にしておりませんので、不可能ではないかと考えております。

○立川委員 いやいや、ワクチンしなさいということじゃないんですよ。御存じのとおり、御努力いただいておりますが、とにかくワクチンという物がないんで、今動きはないと思うんですけど、ないからといってそのまま放置していいのかというところ辺で、次の対策としてそういう抗原検査なり、要は感染している人は、していない人を隔離したらいいわけですが、感染症の拡大防止には。

ということで、次の手は何か考えておられないんですか。いつまでたってもワクチンは来ないよといえばそのまま放置という状況なのかなということでお尋ねをしたんですが、次の一手は何も考えていない、ワクチン待ちということで解釈してよろしいのでしょうかということです。

○河井保健福祉部長 御指摘のとおり、国からのワクチン供給はかなり厳しい状況でございます。その中におきましても、備前市の場合では、予約を止めることなく予約を取り続けているという状況で、県下でも高い接種率、これはちょっと国から止められているので公表はできませんけれども、岡山県下でもトップクラスの接種率で動いていることは事実でございます。

ただ、委員御指摘のとおり、家庭内感染というものは今後ある可能性がある。無症状の方が増えているということで、家庭内感染というものは想定できますが、例えば12歳から15歳ですか、小学6年生から中学生あたりはワクチン接種できるわけですがけれども、非常に保護者の方は慎重です。現状を申し上げます。接種率は非常に低い状況でございます。

そういった中で、抗体検査だけであって感染しているしていないという判断もできるかとは思いますが、一応感染者の方については私どものほうへ情報は来ないというのも事実でございます。これは県が把握して、県が適正に家庭内で分離されたり、それから医療が必要であれば、基本的にコロナ感染ということであれば原則は医療なわけなので、入院というのが原則にはなっていないかと思っております。

ただ、今の調子で、最悪の場合は自宅療養といたりするのがやはり増えてくる可能性があるということになりますと、委員の御指摘のような可能性もゼロではなくなるんじゃないかなと。幸い、備前市の場合は、今感染者は、4月の第4波に似たような形で感染が増えているというふうな状況ではございます。ただ、家庭内で広がるケースは今のところかなり低いというふうな状況です。横には大きくは広がっていったいないと、単発、単発というふうな形が増えています。

ただ、そういったことを念頭に置きながら、今後検討はしてまいりたいと思っておりますが、現時点ですぐそれをやりますというふうな準備まではちょっと至っていないということを御理解いただけたらと思います。

○立川委員 ワクチンの接種については、冒頭申し上げましたので、本当に御努力いただいていることは感謝申し上げます。

物がないんで今停滞というところかなという理解はしとんですけど、部長おっしゃったように、本当に次の手を考えておかないと、これは県知事の言葉じゃないですけど、爆発的なことが起こっておると、何も考えていないよということでは困るんで、できたら次の手を検討いただけたらという思いをお願いをいたしました。よろしくお願ひします。答弁は結構です。

○青山委員 先ほど市民ふれあい福祉まつり、それからこども応援フェスタ中止ということで、こども応援フェスタについては代替をやっていただけるということで、いろいろ御苦心をされているんじゃないかなと思います。

この市民ふれあい福祉まつりについても、いろんな障害者の方とか、実際に触れ合うという一つの機会になると思うんですが、コロナ禍、これはもう致し方ないことだろうと思いますが、何か代替のものは考えられるということはないでしょうか。

○新庄社会福祉課長 7月15日に開催されております市民ふれあい福祉まつりの実行委員会において、イベントにつきましては個別で実施することということで、それぞれで検討をしていただくということになっております。

参考までに、昨年度の実績を1つ挙げますと、コロナ禍で収益が減少しておる事業所を支援するために、ランチタイムマルシェを開催いたしまして、市役所の職員に対しまして弁当の予約販売を実施しておるというのが昨年度の実績でございます。

○青山委員 ありがとうございます。

パラリンピックがこれから開催される中で、いろんな障害を持つ方の活躍なんかも取り沙汰されるんじゃないかと思うんですけど、そういうこととも兼ね合わせて、障害を持つ方の日常でありますとか、あるいはその周りの御家族やそういった方の御苦勞なんかも、何か紹介できるようなホームページ等を使ってというふうなことも工夫していただけたと思うんですけど、この辺はいかがでしょうか。

○新庄社会福祉課長 御意見ありがとうございます。参考にさせていただけたらと思います。

○中西委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、あと教育委員会に移ってもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、ありましたら、教育委員会関係の質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について、これについての質疑をお受けしたいと思います。

○立川委員 社会福祉法人の事件の御報告がありました。昨日あたり、テレビ等でも報道されておりましたので、概要的には今の課長の説明で大体分かったんですが、一番気になるのは利用者さんの今後ですね。

おっしゃったとおり、これは書類的には11月からなんで、それまでによそへやるよということなんですが、書類的にはね。実際の利用者さんはすごいダメージを受けておられると思いますよ。これは変な話ですけど、受皿の施設というのは大丈夫なんですか。まず、その点をちょっとお聞かせください。

○新庄社会福祉課長 すいません、受皿の施設というのが、今の施設ということですか。

○立川委員 浜っ子の利用者さんは38名ですか、この利用者さんがいわゆる共同生活支援、援助のサービスが受けられないわけですよ。ということは、よその施設に回しますよということをおっしゃっているわけですよ。果たしてよその施設も受入れができるのかどうか。その数字、定員数の問題と、それから今までそこで障害者の方が利用してある程度人間関係ができた、業務していたのが、全く違うところへばらばらに分散されますよといった心のケアですね。そこら辺はどうなのかなということをもっと利用者さん目線でお尋ねをしてみたいと思いますということですよ。

○新庄社会福祉課長 利用者の方々には当然不利益等が生じることのないように市のほうからも働きかけを行っていきますが、当然、委員が今おっしゃられたようなことが起きてくるとは思います。それぞれの方に支援相談員の方がおりますので、なるべくそういった相談員の方に極力フォローしていただくようにこちらのほうからもお願いしていくことになろうかと思えます。

○立川委員 課長、早速で大変だと思いますけども、そういう役所の考え方がよく理解できるんです。こっちの数、38がなくなったから、それをそれぞれ埋めるよと。例えば採火式で出てきましたひだすきへちょっと回ってもらいますよとか、障害の種類は別にしてね。それで、納得できるかといえば、支援員の方も多分苦慮しておられるんですよ。我々でも転校せえとか引っ越しせえと言われたら緊張するじゃないですか。特にこういう障害者サービスを使って仲間内で頑張ってきた方のそういう環境が変わるといのは、健常者の比ではないと私は聞いておりますので、その辺のケアができるのかなと。受皿的にこの38人を、備前市の例えば近隣の施設で受入れは可能なんですか。

○**新庄社会福祉課長** 全ての方が別の施設へ移るというのも一つの考えかと思いますが、今ある浜っ子さんの施設を、例えば別の社会福祉法人さんが引き継ぐというような方法も検討の一つではなかろうかと思います。そういったことも含めて、これから浜っ子さんと、県の指導等を仰ぎながら協議していきたいと考えております。

○**立川委員** いわゆる事業継承してくれる法人があればいいですけど、なかなかと思いますので、その辺慎重に。

それと、今のお話の続きなんですが、社会福祉法人の今後ですね、浜っ子さん、指定更新ができなくなるわけですから、作業所もそう、それからヘルプステーションも有効期限に達する、例えば4月とか3月とかで打切りなわけでしょう。この社会福祉法人さんの今後の対応というのは何か考えておられることはありますか。

○**河井保健福祉部長** 社会福祉法人は御指摘のとおりこれから5年間、それぞれの今指定を受けているサービスは更新ができなくなります。今ある認可の期間まではできますけれども、それを、そこを認可の期間まで続けるか、どこかのタイミングでやめるかといったりするのは社会法人の判断になります。

ただ、やめてしまうとなると、そういったそれぞれのサービスで利用者さんがいらっしやいますんで、やはり市のほうとすれば利用者保護を第一に考えて動きたいとは思っています。ですから、社会福祉法人さんのただ単なる問題と捉えずに、一応私どものほうがある程度社会福祉法人さんのほうへどうされるのかといったりするのも話を詰めていって、受皿を考えていきたい。これは県とも協力しながら、それから関係市町、備前市のほかに11市町がありますので、そういったところとも協力しながら、関与していきたいとは考えております。

ですから、社会福祉法人さんに早くその方針を出していただくとは思っているところであります。

○**立川委員** 本当に、冒頭申し上げましたように利用者さんの不利益だけは保護をしていただきたいなという思いではおります。

それでは3点目、これは私の記憶が違っていたら申し訳ないんですが、障害者の総合支援法、平成24年ぐらいからで、認可申請の権限も県から市のほうへ事務権限の移譲があったように記憶してんですけど、その点はどうですか。まだ市は通るだけというような感覚だと思うんですが、権限的には市に移譲されているのでしょうか、どうでしょうか。

○**河井保健福祉部長** 権限というか、監査のほうはやはり今のところ県がして、指定取消しも県がするという状況です。

ただ、私もちょっと勉強不足で、市が決定しているというふうにはちょっとまだ認識はしていないところではあるんですけども、社会福祉法人自体の監査のほうは市が権限移譲で行っているとは確認していますが、ただサービスの事業所単位は監査自体がまだ今は県が行っていますので、県が行くということは認可権限も県にあるのかなとは考えているところであります。これは

ちょっと正確なお答えにはなっていないので、申し訳ございません。

○立川委員 おっしゃったように、指定事務は多分権限は市のほうに来ていると思います。何が言いたいかといえば、ある程度は、指導監督する立場に市はあったというふうな理解でよろしいでしょうか。

○河井保健福祉部長 どこまでの権限があったかというのは、私は今この場でちょっとお答えしづらいところですが、社会福祉法人自体、法人全体としてみれば、市が3年に一度ぐらいですかね、監査に入っているというふうな状況でございますので、法人全体の運営の中でどこまで見えたかという点はあるかと思えますけれども、ですから例えば全くそれじゃあ責任ありませんと言えるのかどうかというのは、ちょっと微妙なところではございますが、各サービス事業については今回の県が監査されて指定取消しとなったということでございますので、それを法人全体として考えれば、ある程度の市のほうで見える部分があったかどうかというのは、ちょっと私もはっきり申し上げられませんけれども、市のほうとしても、社会福祉法人はまだ一応ありますので、監査というものは特別監査という形ででも入らざるを得んかなと、こういう事態になっていますので、考えているところではございます。

○立川委員 けが人が出るどうこうというお話はあまりしたくないので、改善のために、今後のためにちょっとお尋ねをしておこうと思えますが、数年に一度は多分監査に入っておられると思います。私も別件で社会福祉法人をちょっと関わっておりますので、市の福祉課の窓口とはしょっちゅう打合せをし、監査も何年かに一度は受けておられます。その際のマニュアル的なものは作っておられるのでしょうか。

といいますのが、御存じのとおり、医療監視、福祉監視、これは第1番目なんですよ、分かりますか。職員配置は1番目に見るんですよ。そこは、石原部長いらっしゃいますけど、多分病院監査でもそうですが、人員配置というのは一番最初のイロハのイなんですよ。タイムカード持ってこい、出勤簿を持ってきなさい、履歴書持ってきてください、イロハのイで引っかかっておるわけですね。この辺、市の監査で、大変失礼ですが、そういったところを見なさいというマニュアルはあるのでしょうか、ないのでしょうか。誰がしたどうこうじゃなくて、あるかどうか、ちょっと教えてください。

○河井保健福祉部長 社会法人自体については、私が現場へ行っていないのであれですけども、恐らくマニュアルはあるのではなかろうかなと。私は、過去に社会福祉法人の監査も現場へ行ったことがあります。監査を私自身がしたことがありますけれども、そういったときにはマニュアルがありまして、マニュアルどおりにチェックをしていったという覚えはあります。

ただ、それは市の立場で行ったわけではないので、現状は精査したいと思います。

○立川委員 市のほうに検査、監査、医療監視のマニュアルがあるかどうかというお尋ねなんです。先方の社会福祉法人はなかったら認可下りませんので、あるとは思いますが、それをイロハのイで見抜くというんですか、それは職員さんの中にも、さっきちょっとお名前出しましたけ

ど、医療監視の経験のある方もいらっしゃると思いますので、ちょっとした落ち度は否めないかなという、私はそういう思いでこれをちょっと見させてもらっています。

6・1と4・1では、これはかなり違いますんで、施設基準でも。昔は1週間40時間、40時間で4時間パートの人がおったら0.1、必ず加算、常勤換算という計算するんで、そこら辺がイロハのイのイのイですわ。というところ辺を今後の再発防止ですよ、行かれたときには必ずそれはお願いしたいなど。

社福に限らず、いろんなところの施設もそこをぴりぴりしてやっていますので、ぜひともそういう着眼で今後の再発防止に取り組んでいただけたらうれしいなと思うんですが、そんな点はいかがでしょうか。

○河井保健福祉部長 社会法人自体の監査につきましては、市が担当しておりますので、しっかりとした形で監査はやっていきたいと思っております。

ただ、今御指摘のように、各サービス事業ですね、そういったところまでが、社会福祉法人の監査の中でそこまで手をつけていくかどうかというのは県との事業のさび分けというたりするものもあるでしょうから、そういったところは県と調整をしながら考えていきたいと思っておりますし、実際にほかの、例えば介護保険であれば介護保険の事業所なんか市のほうが監査に行ったりはしておりますので、そういったノウハウも生かしていきたいと考えております。

○立川委員 ぜひとも再発防止策も市のほうでできることに取り組んでいただいて、利用者さんの不利益だけは何とか回避をいただきたいなというお願いをするところなんですけど、もうやめておきます。よろしくお願ひします。

○中西委員長 先ほどの立川委員とのやり取りの中で、このサービス事業についての認可については県なのか、市なのかというところが曖昧だったんですけども、これははっきりさせていただきたいと思ひます。

○森本委員 この法人へお子さんを預けておられる保護者の方なんですけど、最後まで自分たちが亡くなっても安心していただけるみたいなことのお話もお聞きしたりしていました。だから、想像以上にショックが大きかったという話もお聞きもしております。

先ほども極力フォローしていくという課長の話もあつたんですけども、やはりこういうことになってしまったので、極力ということではなくて、しっかりと全員の方の行き先がきっちり決まるような方向で取り組んでいただきたいなどは思っております。

11月30日ということで、本当に年末ということもあつたりするので、やはり保護者の方も、また利用者さんも不安がいっぱいだと思うので、そこら辺をしっかりと取り組んでいただきたいところはお願いするしかないんですけども、いかがでしょうか。

○新庄社会福祉課長 精いっぱい頑張りますとしか今は言いようがないです。

期限が限られておりますので、必ずそこまでに、今入所されとる方につきましての新たな居住先というのは必ず見つけるといいますか、探すといいますか、行っていかないといけないので、

最大限の努力をしてまいります。

○**森本委員** あわせて、この法人の運営が行かなくなったら別のところに行って見てもらうようなお話もあったんですけど、市としてはそういう方向がベストかなと考えておられるんですかね。何とか今の法人さんにまだ頑張ってもらおうというつもりなんですかね。

○**河井保健福祉部長** 今の法人さんはもう取消しになって、今後5年間は認可がおりないというわけですから、今の法人さんではグループホーム部分、共同生活の部分についてはもう不可能じゃないかなというふうに私は考えております。

先ほどの立川委員からの御指摘もあったとおり、利用者の方が平穩に生活していただくに当たっては、今の場所でどこか違う法人さんでもしっかりした方が業務自体を引き継いでいただければそんなに大きな変化が生まれないということではあるかと思うんですけど、いかんせん利用者さんが多いという中で、そういった法人さんが現れるかどうかというのは、またこれから私どももしっかりと努力していかないといけないと。

ですから、両方動いていただくというのも、それぞれの住所地から来られていますんで、いろんな他市町から来られていますんで、戻れる方は戻っていただいたり市内の近隣の施設で入所可能なんであればそういったところへ入所いただいたり、新しく引き継いでいただく法人さんが現れば、現場所で事業継続をある程度いただければ、利用者さんに与える影響は最小限に抑えられるんじゃないかなと思っておりますが、いかんせん、私がこの場でそうしますという約束もできんわけですし、そういった方向になるように精いっぱい、これは社会福祉の問題ということじゃなくて、市のほうも関与して努力したいと。ですから、期限が限られた11月末までの間、どれだけ頑張れるかというのがちょっと私どもに係るといふところではございます。

○**星野委員** この浜っ子作業所とヘルパーステーションそらについての指定有効期限というのはいつになっているんでしょうか。

○**新庄社会福祉課長** 浜っ子作業所さんの生活介護のほうは令和4年3月31日で、B型の就労継続支援につきましては令和7年3月31日となっております。

ヘルパーステーションにつきましては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護のサービスが令和6年3月31日、同行援護が令和8年1月31日となっております。

○**星野委員** こちらを利用されている利用者の人数というのはわかりますでしょうか。

○**新庄社会福祉課長** 浜っ子作業所の生活介護ですが、定員40名に対しまして、これは令和3年5月1日現在の情報ですが36名、B型の就労継続支援が定員34名に対しまして、ちょっと超えておりますが35名で、ヘルパーステーションにつきましては、備前市の方のみの人数になりますが12名となっております。

○**藪内委員** 資料の7の3、返還金、加算金を含めたものが7,040万円ありますが、これは社会福祉法人の問題でしょうが、これは返還できるできないは、例えばできない場合、いろんな今残る施設がありますけれど、実際どうなるのか、ちょっと気になるんですけど、分かる範囲

で。

○河井保健福祉部長 これは確定数字ではございませんが、今概算でございます。ですから、この金額を例えば返還できないということになりますと、これは全て税金でございますので、国費、県費、市費というのが入っておりますので、返還できなければ民事訴訟ということになってこようかなと私のほうでは思っています。そうしないと、私ども行政の立場として、回収できない債権を放っておくというのは逆に私どもが今度は住民監査請求等で訴えられますので、基本的にはそういった方向になってくるのではないかなとは考えておりますが、これから先、法人さんがどういうふうな動きをされるかというのはまだ不明瞭な状況でございますので、軽々にはちょっと申し上げられませんが、最悪の事態はそういった方向性が考えられてくるのではないかなと思っております。

○藪内委員 例えば同じ法人の中で取消しになる部分と存続する部分がある、いろいろ期限は違いますけれど、そういった中で資産とかありますよね、例えば新しく土地購入、建物を建てたとか、例えばそういうところも含めて処分しなければ清算できない場合はやっぱり残れるところも駄目になりますよね。どこかでお聞きしたんですけど、何かもう既に違う施設に打診しとるところがあるとか聞くんですけど、その辺はどんなでしょうか。分かる範囲で結構です。

○河井保健福祉部長 施設自体も、例えば国費が当たって施設整備をされとる施設もあるかとは思いますが。そういったところは、例えば法人さんが財産処分をされるとか、財産処分をされて返還金に充てられるとかというふうなことをされると、逆に国費の適化法の適用を受けますので、返還がさらに発生するということになりますので、さらに負債が増えるというふうな結果を招きますので、市のほうも、どういった施設に国費が当たって整備されてきているかというたりするのも見ながら、ですから法人さんが同一の業務が続くのであれば国費の返還がなくて済む可能性もゼロではないとは思っていますので、一番いい方法というものを、ですから県とも協議しながら、模索していかないといけない。ただ、時間がない中でそういったところも考えてはいかないといけないとは思っています。

あとは、法人さん自体がどういう動きを別途されているのかというのは、またうちが知らない部分で頑張って動いていただきよう部分もあるかもしれませんし、そういったところはいいい方向であればそれを推し進めていただいたりとかという方法もあると思いますし、それが間違った方向にいつているのであれば、それはちょっとまずいんじゃないのというふうなことはこちらから申し上げないといけない可能性もあるかと思えます。

○藪内委員 弱者とってしまうと非常に失礼かも分かりませんが、やはりそういうところを頼ってこれとる利用者の不利益にならないように、市として一生懸命当たってください。よろしくお願いします。

○新庄社会福祉課長 先ほど各サービス事業の許認可等のお話でしたが、やはり各サービス事業の許認可は県のほうがするというところでございます。

したがいまして、グループホームであるとか作業所、ヘルパーステーションにつきましては県のほうが許認可をしております。

○中西委員長 ほかにはございませんか。

全体通して何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでしたら、以上で報告事項を終わります。

報告事項のみの説明員の方におかれましては、御退席をいただいて結構でございます。どうも御苦労さまでした。

次に、調査研究事項に移りますが、これから暫時休憩したいと思います。

午前10時46分 休憩

午前11時05分 再開

○中西委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 所管事務調査 *****

調査研究事項に移りますが、福祉行政についての調査研究を行います。

7月の厚生文教委員会に引き続き、去る5月15日に開催予定でありました議会報告会へ出席予定だった市民の方より質問が来ており、内容が厚生文教委員会所管になりますので、本日調査するものであります。

それでは、障がい福祉計画における地域包括ケアシステムについて、担当課より御説明をお願いいたします。

○新庄社会福祉課長 社会福祉課から、障がい福祉計画における地域包括ケアシステムの構築について説明をさせていただきます。

精神障害のある方が退院して住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるよう、住まいや医療、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を市または圏域において整備することとしており、和気町と共同で設置しております東備地域自立支援協議会の精神連絡会において、圏域地域での精神障害者の支援を検討し、地域包括ケアシステムの構築に向けていきたいと考えております。

具体的な活動としまして、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会が中止となったり、思うように参加者が集まらなかったりもいたしましたが、精神連絡会を3回開催しております。

内容としましては、精神障害者が地域で暮らしていけるよう地域移行、普及啓発をテーマに取り組むこととし、まずはリーフレットの作成を行い、地域にフィードバックしていくことが決定しております。

今年度につきましては、残念ながら、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの影響により、思うような活動ができておりませんが、引き続き保

健・医療・福祉関係者による多職種での連携体制を構築し、調査研究を行っていきたくと考えております。

○中西委員長 皆さんのほうから何か御意見、御質問はありますでしょうか。

○青山委員 コロナ禍でなかなか会合を開けなくて大変だと思うんですけど、しっかりやっていただきたいと思います。

前年度は、精神連絡会が3回開かれたということなんですけど、これは専門の保健・医療、それから福祉関係の方以外に、当事者の団体等が会をつくられているようなところからの参加というのありましたか。

○新庄社会福祉課長 申し訳ございません。ちょっと今手持ちに参加者数の資料しかございませんので、後ほど回答させていただけたらと思います。

○立川委員 ちょっとこの質問の意味を図りかねるんですが、地域包括ケアシステムの構築に精神障害者にも対応したものを入れなさいというのが趣旨なのか、それともそもそも地域包括ケアシステムの構築についての意見なんでしょうか。これはどっちなんだろうね。それが最初にちょっとよく分からないんですが。返答なんかできませんわね。

そしたら、個人的にちょっと解釈をしてお尋ねをしておきたいんですが、精神障害者にも対応したということの地域包括ケアシステム、先ほど出ました障害者の総合支援法の絡みから法解釈して、ちょっと状況をお尋ねしておきたいと思います。

精神部会というのがあって、行政、社協、自治会、任意団体と、先ほどちょっと御質問がありましたけど、どの程度会議に参加されたんでしょうかということもあったんですが、こういった団体さんは何件ぐらい市のほうでつかんでおられるんでしょうか。今、課長は和気町がどうこうというお話があったんですが、当然、備前市社協、和気町の社協、これは結構ですけど、こういった自治会のほうでこういう問題に取り組んでおられるとか、こういった家族会というのを精神障害者の場合は御家族がされるんですが、こういった家族会の参加とかというのはつかんでおられるんでしょうか。

○新庄社会福祉課長 東備地域自立支援協議会の中に各部会がございまして、その中の一つとして精神連絡会があるんですが、ほかにも当事者家族連絡会というものがございまして、これも令和2年度は会合を3回実施しておるといふふうになっております。

○立川委員 家族会の連絡協議会はあるということですね。ということになりましたら、任意団体というような扱いの枠でくくっておられると思いますが、今ちょっと参考資料を見させてもらおうんですけども、このリーフレットの社会的な社会参加や地域の助け合い、普及啓発というようなこの資料はどこから出たんでしょうね。保健所が出しておられる分か。どうも保健所が出しているようなニュアンスで書いておられるんですけど。厚労省。

○河井保健福祉部長 これは厚生労働省の資料ですね。国の検討会が今年の令和3年3月18日に検討会の報告書というものの概要を出されています。その中の資料の1ページの部分がそのま

ま出ているかなと思われます。

○立川委員 これがイメージ図になろうと思うんですけど、私の解釈ですが、医療と地域、それから書いておられる行政、社協、社協に振ろうかなというのが見え見えなんですけど、行政はここまで関わっていくのだからかなというスタンスを教えてください。

○江見地域福祉連携課長 この厚生労働省の図を御覧になっても、なかなか行政がどこに関わるんだというところはやっぱり疑問に思われるんだと思います。

本来であれば、こういったものをつなぐいわゆるコーディネートであるとか、行政というのはいろいろと知っているの、医療と実際に御家族が悩んでいるところを医療につなげるであるとか、こういうことが困っているんだけどもというようなものを実際のサービスにつなげるであるとか、そのサービスについてもいわゆるプロが行うサービスではなくて、地域にこういう場があるから行ってみないかとかといったようなコーディネート、つなぎ役というのを行うというのは、やっぱり行政の役割であるんだろうとは思ってはおりますし、かなり前からこの図に似たイメージ図というのは厚生労働省も出してありますけれども、長年の中で行政というのはそういうふうなコーディネート機能を持つんだというところはかなり言われてきているというものだと思っております。

○立川委員 グレートコーディネーターというのが役所の仕事だというふうな解釈に立つんだろうと思いますが、そうしていくと、この図にも精神障害にも対応したということになっとなんですけど、自治会や任意団体はどういうスタンスになるんでしょうか。今イメージ的に認知症カフェのお話でされているような気がするんですけど、これはどうでしょう。そういった任意団体、自治会、どういったスタンスで対応すればいいんでしょうか。

○江見地域福祉連携課長 ここに出されている、例えば認知症カフェというところだけを切り取ってみますと、認知症になられている方に非常に近い方が外に出ていろいろな人と触れ合うであるとか、そういったことをやろうということは行政が行うんですけども、実際にそれを開くというのはやはり地元の方が開いていただくというのがいいんじゃないかというところで地元の方、その地区で行う方、民生委員さんがされる方、NPOとかがされるというようなことで、実際に開くのは地元に近い方が開いていただけないかというようなところで、実際認知症カフェにつきましても、民生委員さんであるとか地元の方が中心となって開いていただいておりますので、そういったことで、開くのは地元の方で、そういうふうな理解でそれをやってみようというのがやはり地元の方ですので区長さんであるとか民生委員さんであるとか、そういったような方にこういうことをやってみませんかであるとか、こういうことができませんかという投げかけをするのは行政であるということは、今のところもそういうふうなことでやっていくというところはあるのかなとは思っています。

○立川委員 一言でまとめますと、自助と共助でやってくれよと、公助はしないよ、グレートコーディネーターで止めておいてねというお話だと思うんですけど、それはそれで理解はできま

す。地元のほうで、できることをやってくださいと。これは今おっしゃった認知症あたりですといいんですけど、精神障害者と書かれると、一番ポピュラーな統合失調症、躁鬱、この関係になってくると、自治会や任意団体をお願いするのは多分無理だと思いますし、そのためにセラピストがおりますので、そういったところの考え方があれば、これはケアシステムじゃなくて、これが地域包括ということになるかと思うんですが、専門的な関わりの仕方はどういうふうにご考えておられるのでしょうか。

○江見地域福祉連携課長 精神障害というところに限って申しますと、やはり委員おっしゃられるとおり、専門的な知識であるとか支援の仕方というのが必要になってくるとは思います。ですので、実際に精神障害というところをくくりにしたサロンであるとか集まる場ですと、医療の専門職であるとか、実際に医療機関が、かしくまったサービスではないけれどもサロンというものを開催しているから、そこに来ませんかとかといったようなことをするというのが多いとは思いますが。

ただ、それがやはり地域でやっているというところがあるので、それをここの場所で、例えば精神障害の方であるとか、そういう方が集まってサロンというものをやっていますよということに地域の方の理解がないと、やっぱりなかなかうまくはいかないという面もあるのではないかとはいえます。

そこは例えば、行政がきちんとその説明としてそういうふうなサロンをやりますよ、専門職も入って運営をしていくので、地域の方も御理解くださいであるとか、実際に日生でやっているサロンとかは保健師が行っていますし、民生委員さんとかも顔を出していただいて、誰々さん、今どうしているとかというふうな声かけをしたりというふうな、地域の方も一緒になってやっているサロンというのもありますので、そういったことでやっていくというのが、精神障害等に関わっていくとそこというのが理想なのかなとは思いますが。

○立川委員 大変苦しいお話だと思うんですけど、難しいお話で、これは課長の立場からしたらそうなんでしょうけど、大体認知症カフェということをちょっと今例に取りますけど、認知症の人ばかりが行くカフェなんか、私、俺は認知症じゃねえぞ、そんなところ行かへんよと言われるお年寄りの方もいらっしゃいます。

だから、例えばネーミングで悪いんですけど認知症防止カフェと、やっぱり認知症の方ばかり来てくれというようなニュアンスを受けますので、そういったところで今課長がおっしゃったように、精神障害者ばかりがサロンやりますよ、来る人はおりません。隠したいんです、皆さん。というのが根底にあるんですね。だから、岡山県の方は兵庫県、広島県へ受診に行かれます。

そういった隠したい部分に該当しますので、おっしゃったように精神障害者カフェをやりますよ、そういう行政の考え方は理解はできますが現実的ではないと思うんですけど。

だから、先ほどおっしゃったように、これはADLになろうと思います、精神障害者の方は。第1本目は。日常生活動作という部分になろうと思いますので、セラピストとしたら、北サブに

作業療法士がいらっしゃるじゃないですか、OTさんが。ああいった形でのサポートのほうが私いいように思うんですが、正面切って精神障害者の会へ来てくださいと言えますか。

○江見地域福祉連携課長 それは行政の縦割りという面等もありますけれども、確かにそういったところでそういう、例えば委員おっしゃられるようなネーミングでやるというのはなかなか今は確かに難しいというか、そぐわない部分があると思います。特に、認知症カフェの話が出ましたので、認知症カフェにしても認知症カフェだとうたっているところというのはやっぱり少なくて、例えばオレンジカフェであるとか、そういうふうな予防も含めた、認知症になったら困るなという人も含めた勉強する場であるとか、そういうふうな場でもあるんだよというふうなことで進めていると理解をしております。

地域包括ケアシステムという話に戻しますと、やはり一つのことだけ、例えば精神障害のことだけ、認知症のことだけで取りまとめた何か場というのをつくるというのではなくて、やっぱりそんないろいろな複合的なものでいろんな人が自由に寄り合える場というものをつくるというのが、いろいろなサロンというところでも目指すべきところではないかというふうには言われておりますので、それは頭の固い行政というところではなくて、柔軟に対応していかないといけないのではないかと私は思っております。

○立川委員 これは本当に終わりのないお話になるんですけど、これは最初に断りましたんで、これは精神障害者にもということをお話をさせてもらいました。だから、それ一つ取っても、ちょっとネーミング的に非常にデリケートなところがあって、先ほどおっしゃった認知症カフェじゃなくてオレンジカフェでやっていると、なら役所のほうも、ネーミングを換えましょうよ。あるところではオレンジカフェと言っという、こういう場では認知症カフェについてというよりも、何かすばらしいやつを。

だから、ちょっと目先を変えてやる、精神障害者でも作業療法やりますよ、CPさんと呼んで臨床心理は多少やりましょうやというようなことで、何かネーミングをつけて、先ほどふれあいフェスティバルが中止になりましたけど、ああいった形でフランクに来てくださいと。そういった中から、先ほどちょっと言いましたが、作業療法のほうで生き粹びぜん体操だけじゃないんですよ、セラピストいっぱいいらっしゃるじゃないですか、言語聴覚士もいらっしゃるし、そういったところでの場を提供するように協力いただけたらうれしいなと思います。

いかがですか、お願いをしておきたいんですが。

○江見地域福祉連携課長 確かに、市といたしましても、そういったところでハードルが低くて参加をしていただけるというところは、いわゆる固くやってしまうとなかなか難しいということ、悩みの種でもありますので、そういったところは御意見いただいて柔軟に対応していきたいと思っております。

○青山委員 いろいろ御苦労があると思うんですけど、家族会というふうな公にされていないような会が幾つかあると思うんですが、これは一般質問でもお尋ねして、部長のほうでとまり木で

あるとか色えんぴつであるとかもみじの会であるとかというふうなことを把握されているというのは分かったんですけど、こういうふうな会に対しての、先ほど江見課長が言われたように、つくるといふところでのアプローチはいろいろされると思うんですけど、その後のケアというふうなことはどのようにされとるんでしょうか。

○河井保健福祉部長 保健師が、とまり木と色えんぴつのほうは関わってっております。それと、その職員は本市の会計年度任用職員とかといったりするような職員も配置はしているところではあります。ただ、それで充足していると言われると、充足までいきづら部分はあるのかなというふうな感じは私は受けております。

ただ、さきの議会での一般質問をいただいたように、どういったPRの仕方というのはそういったところで保健師のほうへは指示しておりますんで、どういった周知の仕方が、例えばこっちの行政側が思っているものと利用者さんが思っているものって違うと思えますんで、そういったところはよく話をして一番いい方向で考えなさいというふうな指示は今しているところではございます。

○青山委員 周知のことに関しては、またいろいろ工夫していただきたいなと思うんですが、やとられる活動に対して、代表の方に、どのような活動をされているのかとか、困っているようなことはあるのかとか、そういったような連絡というんですか、そういったようなものはやられとんのですかね。

○河井保健福祉部長 保健師が行く場合にはそういったことまでお話はできていると思っておりますが、例えばもみじの会なんかでも、うちの保健師のほうに年に数回だけ多分のぞいているんじゃないかなと思うんです。そういった場で、どういった意見交換ができていくかというのは私が全て把握はできておりませんが、困っているようなことがあれば、やはりそういった場で聞き取るしか今のところ方法はないのかなと思っていますので、積極的に保健師のほうにはそういった場を使って、何が一番困っていることか、今後どうしていきたいのかというたりするものがあれば、そういった御意見も聞き取りはしっかりしていきたいなと思えます。

○青山委員 もう一つ、今年度から基幹相談支援センター、これは社会福祉課内に置かれたというんですけど、具体的にどういうふうな仕事というんですか、活動されているのか、教えていただきたいなと思うんですけど。

○新庄社会福祉課長 基幹相談支援センターで主任相談支援専門員を一方配置して、今年度から相談業務を行っております。内容としましては、御家族や御本人の方、また民生委員の方とかサービス事業者の方、市の保健師等々、相談しやすい体制を整えております。

かなり困難なケース等もございますので、そういったことに関係部署が迅速に対応できるように相談業務を行っております。

○青山委員 どのくらいそういう相談業務、相談される方はおられますかね。

○新庄社会福祉課長 基幹相談支援センターへの相談件数でございますが、令和3年4月から令

和3年8月までの5か月間で相談件数は355件でございます。

○青山委員 この質問事項にあることとちょっと外れるかもしれないんですけど、要はいろんなことをしていただいとんですけど、それが現場といいますか、そういうところに届いていないようなこともあるんじゃないかなと思うんです。

例えばそういう障害者をお持ちの家族とか、その辺のところはどこまで立ち入っていいか、難しいところだと思うんですけど、一生懸命皆さんやってくださっていることが届いていくような、そういうふうなことになればいいかなと思うんですが、その点については何かお考えはありますでしょうか。

○河井保健福祉部長 基幹相談支援センターにつきましても、この4月から初めてやっと設置ができたというふうな状況でございます。障害のある方のみにかかわらず、その他の相談業務についても、うちの保健福祉部内のほかの会議にも積極的に関わっていただくように今進めているところではございます。ですから、あとは委員おっしゃられたとおり、どこまで踏み込んでいいのかという部分もあるかも分かりませんが、可能な限り基幹相談支援センターが有効に機能するように取り組んでいきたいと考えております。

せっかく大きな予算をいただいて基幹相談支援センターを設置しましたので、その効果が出せるようにしていきたいとは考えております。

○森本委員 ここの文章の中で、地域包括ケアシステムは地域自立支援協議会の精神部会が担っているということで、御回答されているんですけど、これは精神部会において具体的にどういふ方なのか名前を、どういふメンバーなのか教えていただけたら、上げていただけたら。

○新庄社会福祉課長 精神部会のメンバーは、先ほど青山委員の御質問もありましたが、保健所の保健師さん、医療機関の方、それから市の保健課の職員、それから相談支援事業所等々でありまして、家族会の方は入っていないということです。

○森本委員 実は、5月にもみじの会の家族会に参加をさせていただきました。そのとき、家族会に参加されている方なんですけど、その方が御高齢ということで、ちょっと認知症の疑いもあるみたいなお話も出たりして、結局生活支援のリーフさんのほうへ支援をつなぐというような話にその場でなったような経緯も実際見てきました。

やはりこういうのは横の連携というのはすごく重要なことだと思いますので、先ほど青山委員からもあったんですけど、どこかで情報を共有できるようなところをつくっていただけたほうがいいかなと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○新庄社会福祉課長 今年度からのスタートということで、まだ試行錯誤が続いておる状況は否めないと思います。ただ、先ほど部長も言われましたが、精神障害のみではなく、児童関係の会議といいましようか、児童虐待等々の集まりにも参加して意見等を出しておるように聞いておりますので、今後体制等々をもう少し整えながら、周知ができたらいいなと思っております。

○森本委員 いろいろと市民の方のお話を聞く中で、高齢者の虐待もありますし、確かにひきこ

もりもありますし、精神科に受診されている方はいいんですけど、なかなか受診をされなくて家族の方が困られているという事例も正直聞いたりはしております。そこら辺をどこまで踏み込んでいけるかで、さきも部長も言われたんですけど、何かの情報をつかんだら積極的に動いていただきたいというのがやはり住民の方の要望もありますし、御家族の方の要望もあるんですけど、その点、市としてはどのようにお考えなのでしょうか。

○河井保健福祉部長 積極的に関与するということですが、一応やはり市のほうへ情報、こういったものがどれだけ届くかというのが一番大きいかなと思っています。

基幹相談支援センターがどれだけ活動できるかというところもありますが、まずはやはり情報がないことにはなかなか、情報把握が全て網羅できればベストでしょうけれども、基幹相談支援センターの市の相談支援体制というものは今常駐でお一人、不定期ですけどもお二人が交代で来ていただいたりしておりますので、そのほかに市の職員でさらに専門職の必要性があるのかどうかというものは、この基幹相談支援センターがどこまでできるかによって今後考えていかなければならないと考えております。

ですから、情報収集をしっかりとしていきたいなと思っていますし、地域の皆様から御相談があれば、それに応じて動いていけたらなどは考えております。

○森本委員 正直、いろんなところから情報が入ってくると思うので、どこまでというのもあるとは思いますが、積極的に耳を傾けて、なるべくやはり入ってきた情報はしっかりと本気で受け止めていただいて対応していただきたいなと思うので、要望でお伝えしておきます。お願いいたします。

○西上副委員長 私の友達も、精神病院に入院された方がおるんですけども、長期にわたって入院されたということで、またその方が言うには、1年以内の再入院の確率が半分近くあるんだということで、この拠点をつくられるということで、今までは地域サービスを十分に利用できていない、利用されなかったんか分かりませんが、そういうためにも退院後の十分なサービスを受けられるための市としての施策というのはありましたら伺いたいんですが、お願いいたします。

○河井保健福祉部長 現行制度としましては、やはり医療を途中でやめられてしまうというのを一番危惧しているところではございますので、次回定例会にも提案させていただく予定にしております医療費の助成であったり、それから保健師の相談業務というもので幾らかカバーしていきたいなと思っていますが、いかんせん、退院時に医療機関との連携というものもやはり重要になってこようかと思っておりますので、そこら辺は保健福祉部内で、保健師であれば保健課のほうを担当しておりますので、そういったところと基幹相談支援センター、これは社会福祉課の中にありますので、部内で連携をしっかりと取ってまいりたいと考えております。

○西上副委員長 関連しまして、そのためのやっぱり在宅のサービスというのが、私の友達の精神的に患った方が在宅でのサービスを充実してもらいたいというようなことを私は以前聞いたこ

とがあるんですけれども、在宅サービスのほうはどのように計画されておるのか、今どういうふうにされておるのか、分かりませんが、やっておられるんなら、そのやっておることを教えてください。

○新庄社会福祉課長 利用できる障害福祉サービスの中で在宅といいますと、訪問系サービスになろうかと思います。ホームヘルプ、ホームヘルパーさんの訪問であるとか、ショートステイ、短期入所、ショートステイであるとか、自立支援ができるように援助するとか、いろいろなサービスがございます。

サービスの利用を計画する事業所が、地域生活支援センターパレットさん、浜っ子相談支援事業所さん、相談支援事業所りんりんさん、備前多聞荘相談支援事業所さんの4つがございます。

○中西委員長 これは、私も読んでみまして、地域包括ケアシステムの構築はどう考えているのかと、パブリックコメントで伺うと、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは地域自立支援協議会の精神部会が担っているというふうに答弁があったと。しかし、この方は、精神部会が担っているのは間違いないんでしょうけども、厚労省はこういったたくさんの人に支えられた地域での包括ケアシステムがあるんですよということを御指摘をされていると。

だから、このときのパブリックコメントの答弁の仕方もあったんじゃないかなという感じがするわけですけども、多くの人と協力、協働しながらつくり上げてほしいと、同時に議会もそういった取組をきちんとフォローアップしていくようにという意見ではないかと思うんです。

そういう方向で少し話をまとめさせていただけたらと思います。話については、正副委員長のほうにまとめは任せていただけたらと思います。

以上でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それで、あとこの第6期備前市障害福祉計画の中で、この方が書かれてあるところは、大分触れられているところがありますので、それを参考にしながらと思います。

それでは、この福祉行政についての調査研究を終わります。

以上で本日の厚生文教委員会を閉会いたします。

皆さん、どうも御苦労さまでした。

午前11時45分 閉会